主 文本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中二二〇日を原判決の刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人渡部繁太郎作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、大阪高等検察庁検察官沖本亥三男作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第一点(事実誤認の主張)について

論旨は、原判決は、被告人が被害者を殺害し、現金一〇万五〇〇〇円等を強取するとともに、同人に対する債務三九六八万四八〇〇円の支払いを免れて同金額相当の財産上不法の利益を得たといいうるためには、相続人等右債権を承継しておいて、財物を強取した場合に比すべき財産上の利益の移転があつたと困難になるが、よることを要するところ、本件においては被告人は被害者に対し、借受名義とできることを要するところ、本件においては被告人は被害者に対し、借受名義としていて何らの資産もなく、支払不能の状態にあつたばかり、借受名義と記入したカード、集金小票その他の被害者側に残された帳簿書類によることにはしたかでも債権額を明確になしえたのであるから、被害者を殺害することには、被告人が前記金額相当の債務の支払いを免れ財産上不法の利益を得たことにならず、原判決には、右の点において事実誤認の違法がある、というのである。

ところで、検察官は、債務者が債務の支払を免れる目的で債権者を殺害した場合でも、その結果債権の相続人等において、これを行使することが事実上不可能もしくは著しく困難になつたときでなければ財産上不法な利益を得たことにはならないとする原判決の基本的見解の当否を争うので、まず、この点について判断する。

思うに、債務者が債務の支払いを免れる目的で債権者を殺害した場合において、右殺害の結果、債権の相続人等においてこれを行使することが不可能もしくは著して困難になったときは、債務者が、債権者による債務免除の処分行為を得たのという意味において、財産上不法の利益を得たという意味において、財産上不法の利益を得たと認めうるのを、右の場合のみに限定するのは、やや狭きによる当びない。なぜなら、たとえば、債務者が、履行期の到来し又は切迫しているの債権者を殺害したときは、債権者自身による追及を絶対的に免れるだけである、債権の相続人等による速やかな債権の行使をも、当分の間不可能なら現実の債権者による相当期間の支払猶予の処分行為を得たのと実質上同視しうる現実の債権者による相当期間の支払猶予の処分行為を得たのと実質上同視しうる現実の「財産上不法ノ利益」から除外すべき理由は見当らないからである。かくして、当

裁判所
(要旨)は、債務者が債務の支払いを免れる目的で債権者を殺害した場合においては、相続人の不存在又は証憑書類の不備等のため、債権者側による債権の行使を不可能もしくは著しく困難ならしめたときのほか、履行期の到来又は切迫等のため、債権者側による速やかな債権の行使を相当期間不可能ならしめたときにも、財産上不法の利益を得たと認めうるものと解する。これに対し、検察官は、債務者が債務の支払いを免れる目的で債権者を殺害し、債権者自身による債権の行使を事実上不可能ならしめたときは、そのこと自体によつて、財産上不法の利益を得たと解すべきであるとして、判例(最高裁昭和三五年八月三〇日判決・刑集一四巻一〇号

二二六三頁)を引用する。しかし、債務者が債務の支払いを免れる目的で債権者を 殺害し、これによつて債権者自身による債権の行使を免れたとしても、相続人等が 履行期の到来後直ちに右債権を行使することに何らの支障を来たさないような場合 についてまで、債務者が財産上不法の利益を得たと解するのは、明らかに広きに失 する。

んもつとも、検察官引用の右判例及び最高裁昭和三二年九月一三日判決・刑集一一巻九号二二六二頁は、その主張に副うもののように理解できないではないが、これらは、いずれも、債務者が債権者を殺害することによつて債務の支払いを窮極的に免れることの確実な事案に関するものであり、債務の支払いを免れる目的で債権者を殺害しさえすれば、そのこと自体によつて常に必ず財産上不法の利益を得たことになるとの趣旨まで含むものとは解されない。

こで、以上の見解に基づき、本件について検討するのに、関係証拠によれば、 被告人は、被害者から、当初自己の名義で金員を借り入れていたが、その後、被告 人の勤務先であるA百貨店の人で金の入用な人があれば貸してあげてもいいとの被 害者の申出を奇貨として、架空人や無関係の第三者の名義を冒用し、あたかも、A 百貨店の関係者の借入れを自ら窓口となつて代行しているように装つて、架空人又 は第三者の名義で被害者から金員を借り入れていたものであり、本件当時における 被告人の被害者に対する債務のほとんどは、右のようなものであつたこと、被告人 と被害者間の貸借については、正規の借用証書は作成されていないこと は、単身金融業を営んでいたもので、右貸借に関する詳しい事情を知る従業員等はいなかつたことなど、おおむね原認定に副う事実関係を肯認することができるが、他方、本件においては、被害者が金員の授受の都度各名義人別に作成していた集金小票(貸し渡した金額、年月日のほか、被告人を通じてのものであることを示す 「A百貨店関係」及び場合により「B」の各記載並びに元利金の一部が返済された 月日と被害者の押印がある。)、被告人がかねて被害者に差し入れていた「念書預 り連帯借用証」(A百貨店従業員に対する貸付金は、被告人が一切責任を負うなど とするもの)、 被告人が借入金の担保として被害者に差し入れさせられていた被告 人名義の預金通帳、キヤツシユカード及び印鑑、さらには、被害者が本件の三日 前、被告人の同僚であるCとの電話による会話を録音したマイクロ・カセツトテ (被告人が、返済の遅れた理由として、「同僚のCが借受人から集金した返済金 を盗まれてしまった。」旨虚偽の弁解をした際、被害者がCに電話で問い正して、 右弁解が虚偽であることを確認したもの)など、多数の物的証拠が被害者側の手に残されていることも、記録並びに当審における事実取調べの結果によつて明らかであって(ちなみに、被告人は、債務の支払いを免れるためにはこれらの物件を被害 者から奪うことが不可欠であると考えて、被害者を殺害して右各物件の奪取を図つたが、犯行現場から持ち帰つた鞄の中にこれらが入つていなかつたため、所期の目 的を達しなかつたものである。)、以上の点からすると、被害者の死亡により債権 を相続した長男Dにおいて、これらの証拠物件により、本件債務が借受名義のいか んにかかわらず実質的に被告人に帰属するものであり、少なくとも被告人が名義人 と連帯してその責を負うものであることを立証することは、比較的容易であると認 められ、被害者の死亡によつて計算関係の把握がやや困難となり権利の行使にある 程度の時間を要する結果となったことは否定し難いにしても、相続人による債権の行使が窮極的に不可能もしくは著しく困難になったとまでは認められない。そうす ると、これと異なり、被害者の死亡により相続人による右債権の行使が著しく困難 になつたとし、被告人が被害者に対する三九六八万四八〇〇円の債務の支払いを免 れて同金額相当の財産上不法の利益を得たものと認めた原判決は、右の点において 事実を誤認したものといわなければならない。

したいでは、 によれば、本件当時、被告人は、被害者から債務の返済を厳しく迫られており、種々口実を構えては返済を一日延ばしにしていた一の万円の割で返済していかなければならない立場にあつたものであり、被害者を殺害していかなければならない立場にあったものであり、被害者を殺していかなければならない立場にあったものであり、被害者を殺したとにより、履行期到来ずみの右一〇〇万円についてはもちろん、その切迫したの分を含む本件債権全体につき、債権者側による速やかな権利行使を相当期間で、の分を含む本件債権全体につき、債権者側による連合で、本件債務の返済にしたとしても、をの回収に成功する可能性は事実上零に等しいには、債権の存在を立証したとしても、その回収に成功する可能性は事実上零に等した。 のであるから、被告人が被害者を殺害したことにより、相続人の債権の行使を著しく困難ならしめたとみるか、これを相当期間不可能ならしめたに止まるとみるのかによつて、その犯情にさして重大な相違を来たすとも考えられず、後記のような諸般の情状に照らすと、被告人に対する原判決の量刑はなおこれを維持すべきものと認められるのでこの点に関する原判決の前記事実誤認は、いまだ判決に影響を及ぼすものとはいえない。論旨は、結局、理由がない。

控訴趣意第二点(量刑不当の主張)について

論旨は、量刑不当を主張し、本件については、被告人を有期懲役刑に処せられたい、というのである。

本件につき、被告人のため有利に斟酌すべき事由としては、次のようなものがある。すなわち、

- 1 被告人は、被害者を殺害して金品を強取しようとしたのではなく、単に、債務の支払いを免れるために被害者を殺害したものであり、同じく強盗殺人罪といつても、財物強取目的によるそれと比べると、利欲犯的色彩はやや乏しく、また、被害者の殺害によつて得た財産上の不法の利益も、前記のとおり一時的なものにすぎないこと。
- 2 被害者の被告人に対する貸付けの条件は、年利率にすれば約一〇割にも達する高率で、本件当時被告人が同女に対して負担していた約四〇〇万円の債務の大半は金利分であり、被告人が同女から現実に入手し自己の用途にあてた金額はの万円的後に止まるうえ、自己の債権の回にを焦慮するのあまり、被告人に対し、激しくその非をおして、後代を投げるととながもしたが、被告人に対してないでは、登付条にととがものであるとともに、ととながもしたのであるとともに、ととなびなどは、では、であるととがのであるとされていた。であるとされば、などによいであるとなどであるといり、被告人のであるとないには、であるとを知悉し、のであるとを知るには、など、とのであるとを知るには、など、とのであるとを知ると、など、とのであるとを知るには、など、とのであるとを知るには、など、とのであるとを知るには、など、とのであるとを知るであると、など、とのであるとは、など、とのであるとは、など、とのであるとを通じていたものであるとを知ると、などのであるとには、などのであるとは、など、とのであるとは、など、とのでは、などのでは、など、とのでは、など、といてによいで同意のうえ取り調べずみのF、G、H、I、D、Jら多数の者の捜査に

対する各供述調書並びに押収してあるマイクロカセツトテープ(当庁昭和五九年押第一六四号の二四六)及びその再生結果を記載した司法警察員作成の「被害者方から押収した録音テープの再生結果について」と題する書面によつて明認されるところであり、被害者のかかる生前の言動に照らすと、同女は、被告人を信用するの余り、被告人が自己との約束どおり、その勤務先であるA百貨店の関係者を現実に顧客として紹介してくれて、その借受けの窓口となつてくれているものと信じており、被告人が架空名義等を使用して自ら金員を借用しているとの事実に、迂闊にも気付いていなかつたと認めざるをえず、この点に関する所論は、これを採用することができない。)。

3 被告人が、第二次大戦の戦中から戦後にかけて多感な青春時代を過ごし、当時K大学の学生であつた夫Lと結婚したのちも、乏しい家計をやりくりしてようやく子供二人を成人させた市井の一介の主婦であり、結婚生活の破綻を恐れるのあまり、被害者に対する高額の借金の実情を夫に内密にし、ひとり襖悩した末、本件犯行を決意するに至つたいきさつには、夫の家計への理解の不足の点とあいまつて、同情を惹く点がないとはいえないこと。

4 被告人には、これまでに何らの前科前歴はなく、一年三か月に及ぶ長期の身柄拘束生活を経て、その反省の情にはすでに相当顕著なものがあると認められること

しかしながら、他方、本件については、原判決も詳細に説示するとおり、次のような被告人にとつてきわめて不利な情状を容易に指摘することができる。すなわち、それは、

5 本件は、すでに説示したような経過により、周到な準備に基づき冷静に実行された計画的な犯行であつて、同じ強盗殺人の事案でも、被害者の言動等に蝕発され激情にかられて敢行された偶発的な犯行とは、その犯情を相当異にすること、

6 犯行の手口は、このような事態を全く予想していない無警戒・無抵抗な被害者の背後から、確定的な殺意に基づき、鋭利な刃物でその心臓を一突きしてこれを即死さぜるというもので、卑劣・残酷といわれてもやむをえないこと、

7 被告人は、被害者を殺害したのち、遺体を引きずつて風呂場の浴槽内に運び込み、血痕を拭き取るなど入念な罪証隠滅工作をしたうえ、原判示各物件を奪取して平然と立ち去るなど、大胆不敵ともいえる行動に出ており、奪つた金一〇万五〇〇〇円もすでに費消ずみであること、

8 被害者は、当時まだ若く(四一歳)、いずれは身寄りのない老人のための老人ホームを建設しようという希望をもつて、貸金業を営んでいた女性であり、残された遺族らの悲しみと憤りにはきわめて強いものがあるのに、いまだその被害感情を癒やすべき何らの措置もとられていないこと、などである。

しかも、ひるがえつて考えるに、被告人が、前記のような身動きもできないサラ金地獄に陥るについては、当初、長男の高校入学金の不足を夫に内緒でサラらの借入れに頼り、その返済が不能となつていつたん夫に発覚しながら、夫回には真相を打ち明けず、債務の半額を残したまま中途半端なりになったなりには真相を打ちの返済に追われてまたもや、かつての取引の経験からその取るのになったという経緯があるといのを承知のうえて同女からの借入れをするようになつたという経緯があるといのを承知のうえて同女からの借入れをするようになったという経緯があるというを承知のように債務の返済に追いのであり、しからとなく、日常生活においては必要以上の出費をあるとなり、した被告人の行動は、あまりにも安易かつ無計画であるというなどしていた被告人の行動は、あまりにも安易かつ無計画であるというなる。

また、被告人が、被害者の申出を奇貨として、架空人又は第三者の名義を冒用し、被害者から高額の金員をいわば騙取していたことは事実なのであるから、このことを知つた被害者が、憤激して被告人の非を強くなじつたのも、ある程度無理からぬことである。このようにみてくると、本件においては、被害者の側にも、貸金業者の行動としてたしかに問題と思われる言動があつたことを否定し難いが、この点も、被告人の本件犯行の動機に強い同情を抱かせるまでのものではないといわなければならない。

右の点に加え、被告人に不利な情状として指摘した前記5ないし8の諸点及び強盗殺人罪という本件犯行の罪質、その社会的影響、さらには、同種事案に対する量刑の実情等諸般の事情を併せ総合して考察すると、本件において肯認しうる、前記

1ないし4を中心とした被告人に有利な情状をもつてしては、いまだ、法定刑の下限を下回る刑を言い渡すべき特段の情状ありと認めるに足りないというべきであるから、酌量減軽を施すことなく被告人を無期懲役刑に処した原判決の量刑が、重きに失して不当であるということはできない。論旨は、理由がない。よつて、本件控訴は理由がないから、刑事訴訟法三九六条によりこれを棄却し、当審における未決勾留日数の算入につき刑法二一条を適用して、主文のとおり判決

(裁判長裁判官 松井薫 裁判官 村上保之助 裁判官 木谷明)